

家畜商法関連様式集

(家畜商免許申請関係)

家畜商免許申請に関する様式集です。

ご不明な点は、県畜産課家畜商担当（電話：098-866-2269）までご連絡ください。

なお、掲載されている様式は令和2年12月現在のものであり、今後、法令等の改正により変更される場合があります。

目 次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| I | 免許の取得手順 | |
| 1. | 個人で申請する場合 | 1 |
| 2. | 法人で申請する場合 | 2 |
| II | 免許申請関係 | |
| 1. | 家畜商免許申請書（様式第6号） | 3 |
| 2. | 家畜の取引の業務に係る事業所の所在地を記載した書面 | 4 |
| 3. | 誓約書 | 5 |
| 4. | 同意書（免許の交付を受ける者が未成年の場合のみ） | 6 |
| 5. | 家畜商免許証交付申請書（様式第5号） | 7 |
| 6. | 従業者調書（様式第9号） | 8 |
| III | 供託関係 | |
| 1. | 供託書の正本届出書 | 9 |
| IV | 免許の書換え・再交付関係 | |
| 1. | 登録変更申請書（様式第8号） | 10 |
| 2. | 家畜商免許証書換交付申請書（様式第10号） | 11 |
| 3. | 家畜商免許証再交付申請書（様式第11号） | 12 |
| V | 廃業関係 | |
| 1. | 営業保証金の取りもどし | 13 |
| 2. | 家畜商廃業届 | 14 |
| 3. | 精神障害の届出 | 15 |
| 4. | 家畜商営業保証金規則第9条による証明書交付申請 | 16 |
| VI | 家畜商免許申請に係る書類提出先及び問い合わせ先 | 17 |

家畜商免許の取得手順（個人で申請する場合）

※免許の申請前に各都道府県主催の「家畜商講習会」を受講し、「家畜商講習会修了証明書」を取得する必要があります。

1 申請者

次の書類を最寄りの家畜保健衛生所へ提出

- 1) 家畜商免許申請書（様式第6号） ※沖縄県収入証紙1, 600円貼付
- 2) 住民票抄本または謄本 ※本籍地記載、マイナンバー記載なし
- 3) 家畜商講習会修了証明書の写し
- 4) 家畜の取引の業務に係る事業所の所在地を記載した書面
- 5) 申請6ヶ月以内に撮影した写真・・・2枚
※たて2.5cm×よこ2.2cm 無帽、正面、上半身
※写真サイズが違くと免許証への貼付ができず、再提出となる場合があります。
- 6) 誓約書
- 7) 同意書 ※申請者が未成年の場合



2 沖縄県

- 1) 欠格要件に該当しないかを審査
- 2) 免許登録番号を申請者へ通知



3 申請者

- 1) 供託所（法務局）で営業保証金を供託 ※20,000円
- 2) 供託後、次の書類を沖縄県畜産課へ提出
 - ① 供託書の正本届出書
 - ② 供託書正本の写し



4 沖縄県

免許証交付

家畜商免許の取得手順（法人で申請する場合）

※免許の申請前に、実際に家畜取引業務に従事する従業員が、各都道府県主催の「家畜商講習会」を受講し、「家畜商講習会修了証明書」を取得する必要があります。

※申請者：法人の代表

※従業員：家畜商免許の交付を受けようとする者（実際に家畜取引業務に従事する者）

1 申請者

次の書類を最寄りの家畜保健衛生所へ提出

- 1) 家畜商免許申請書（様式第6号）
※沖縄県収入証紙 従業員数1～4人：1,900円貼付
従業員数5人以上：2,500円貼付
- 2) 登記簿謄本 ※資本の額、事業所所在地及び役員について記載のあるもの
- 3) 定款
- 4) 家畜の取引の業務に係る事業所の所在地を記載した書面
- 5) 家畜商免許証交付申請書（様式第5号）
- 6) 従業員調書（様式第9号）
※従業員の所属する事業所名及び従業員の住所、氏名、生年月日を記載し、申請者が署名、押印すること
- 7) 従業員の家畜商免許講習会の修了証明書の写し
- 8) 従業員の申請6ヶ月以内に撮影した写真・・・2枚
※たて2.5cm×よこ2.2cm 無帽、正面、上半身
※写真サイズが違うと免許証への貼付ができず、再提出となる場合があります。
- 9) 誓約書 ※申請者が署名、押印すること
- 10) 従業員の住民票抄本または謄本 ※本籍地記載、マイナンバー記載なし
- 11) 同意書 ※従業員が未成年の場合



2 沖縄県

- 1) 従業員が欠格要件に該当しないかを審査
- 2) 免許登録番号を申請者へ通知



3 申請者

- 1) 供託所（法務局）で営業保証金を供託
※従業員数1人：20,000円 2人目からは1人10,000円
- 2) 供託後、次の書類を沖縄県畜産課へ提出
 - ①供託書の正本届出書
 - ②供託書正本の写し



4 沖縄県

免許証交付

家畜商免許申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

ふ り が な
氏名又は名称及び
代表者の氏名

電 話 番 号

家畜商法第3条第1項の規定により家畜商の免許を受けたいので、家畜商法施行令第1条各号に掲げる書類を添えて申請する。

沖縄県収入証紙
個人 1,600 円
法人 1,900 円～
貼付

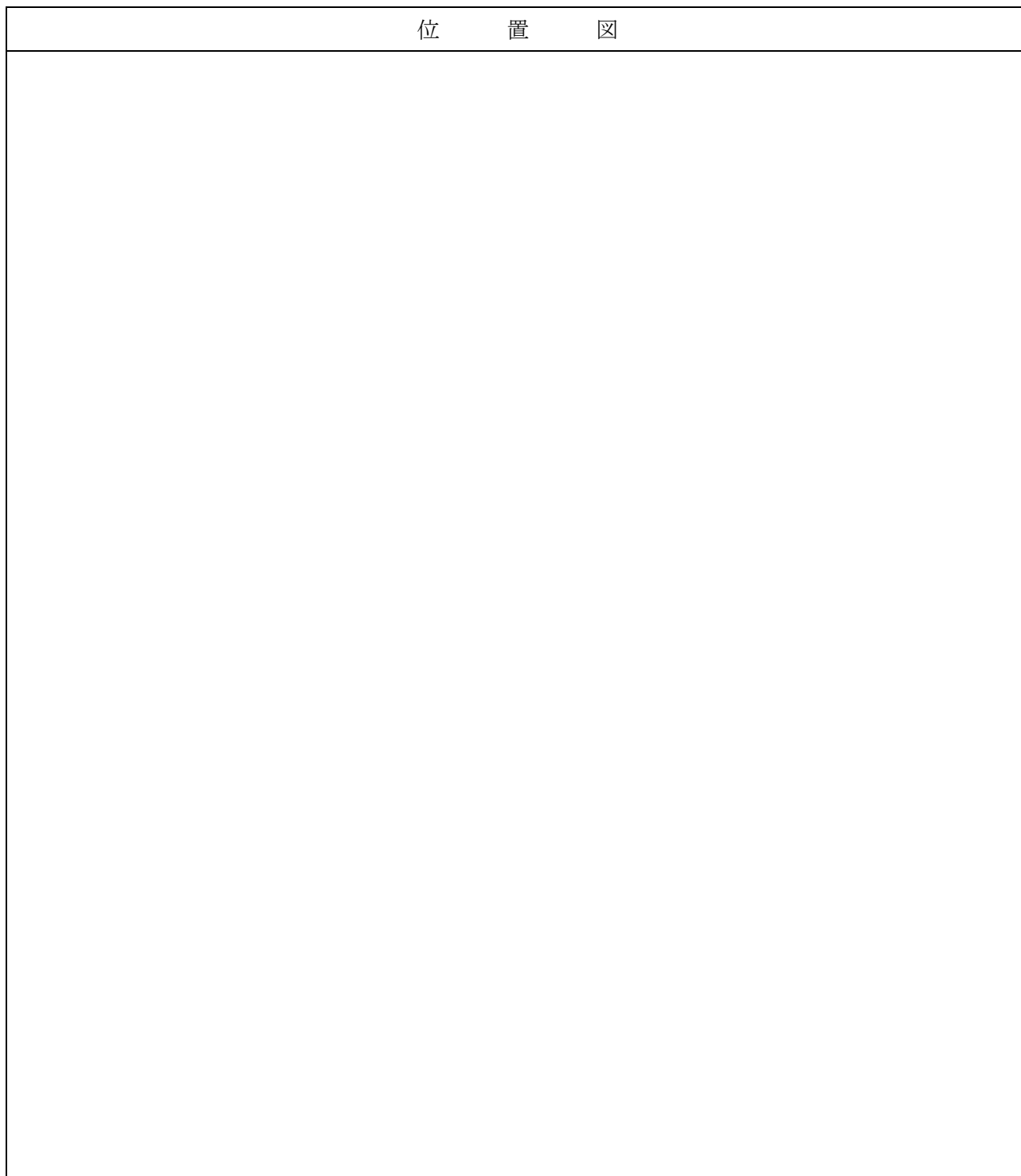
備 考

申請者が未成年である場合には、法定代理人の同意書を添付するものとする。

家畜の取引の業務に係る事業所の所在地を記載した書面

| | | |
|---------|----|--|
| 申請者 | 氏名 | |
| | 住所 | |
| 事業所の所在地 | | |

位 置 図



誓 約 書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

ふ り が な
氏名又は名称及び
代表者の氏名

印

電 話 番 号

家畜商法第4条各号に該当しないことを誓約いたします。

参考：家畜商法第4条（要約）

次の各号のいずれかに該当する者には、家畜商免許を与えない。

- 1 心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者
- 2 禁固以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法若しくは家畜取引法に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けないことが確定した日から2年を経過しない者
- 3 免許の取消し及び事業の停止があった日から2年を経過しない者
- 4 家畜の取引の業務を行う事業所を2以上設ける者であって、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者のすべてが家畜商講習会の課程を修了した者でないもの
- 5 家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業員を置く者であって、当該業務に従事する講習会の課程を修了した者のすべてが第1号から第3号までのいずれかに該当する者

同 意 書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

ふ り が な
氏 名

印

申請人との続柄

電 話 番 号

民法第 823 条第 1 項（職業許可権）の規定により、_____が家畜商と
なることに同意します。

家畜商免許証交付申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

登録番号
(会社法人等番号)

登録年月日
(会社設立年月日)

住 所

ふりがな
氏名又は名称及び
代表者の氏名

電話番号

家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を新たに置く（増置する又は変更する）ので家畜商法施行規則第9条各号に掲げる書類を添えて、下記により家畜商免許証の交付を申請する。

記

- 1 新たに家畜の取引の業務に従事することとなる者の人数 人
- 2 新たに家畜の取引の業務に従事することとなる者の所属する事業所
- 3 その他参考となる事項

従業者調書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

ふ り が な
氏名又は名称及び
代表者の氏名

電 話 番 号

家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者は、下欄のとおり相違ありません。

| 従業者 事業所 | 住 所 | 氏 名 | 生年月日 |
|------------|-----|-----|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

供 託 書 の 正 本 届 出 書

沖縄県知事 殿

年 月 日 令和 年 月 日

住 所

ふ り が な
氏名又は名称及び
代表者の氏名

印

電 話 番 号

家畜商法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき、別添のとおり供託金を最寄りの供託所へ供託したことを届け出ます。

登 録 変 更 申 請 書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

登 録 番 号

登 録 年 月 日

住 所

ふ り が な
氏名又は名称及び
代表者の氏名

電 話 番 号

家畜商法施行令第2条第2号に掲げる事項に変更を生じたので、その変更を証する書類を添えて、下記により登録の変更を申請する。

記

1 変更を生じた事項及びその内容

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
| | |

2 変更の年月日

家畜商免許証書換交付申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

登録番号

登録年月日

住 所

ふりがな
氏名又は名称及び
代表者の氏名

電話番号

家畜商免許証の記載事項に変更を生じたので、下記により家畜商免許証の書換交付を申請する。

記

1 変更の事項

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
| | |

沖縄県収入証紙
1,000円貼付

家 畜 商 免 許 証 再 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

登 録 番 号

登 録 年 月 日

住 所

ふ り が な
氏名又は名称及び
代表者の氏名

電 話 番 号

家畜商免許証を破損（亡失）したので、下記によりその再交付を申請する。

記

- 1 破損（亡失）した家畜商免許証の種類
- 2 破損（亡失）した家畜商免許証が家畜の取引の業務に従事する者の携帯用のものである場合には、当該家畜商免許証に係る家畜の取引の業務に従事する者の住所及び氏名

沖縄県収入証紙
1,100 円貼付

営業保証金の取りもどし

家畜商を廃業した場合、または家畜の取引業務に従事する従業員が減少した場合は、営業保証金の取りもどしができます。

営業保証金の取りもどしには県（廃業届等）、法務局（営業保証金の取りもどし）及び官報販売所（官報への掲載）への手続きが必要です。各手続きについては、県、法務局、官報販売へお問い合わせください。

1 官報への掲載

1) 官報掲載に係る問い合わせ先

沖縄県官報販売所（官報掲載受付）

〒900-8503 那覇市久茂地 1-1-1 デパートリウボウ内 1 F 電話：098-867-1726

2) 官報への掲載事項（個人の場合）

①家畜商であった者の住所及び氏名

②取りもどしをしようとする営業保証金の額

③上記②の営業保証金に債権を有する者は、6ヶ月以内にその債権の額及び債権発生の原因、事実、住所、氏名又は名称を記載した書面2通を家畜商であった者が登録を受けていた都道府県知事に提出すること

④上記③の申し出がないときは、営業保証金が取りもどされること

3) 官報への掲載事項（法人の場合）

①法人の名称、本店及び代表者氏名

②家畜取引業務に従事しないこととなった従業員の氏名

③取りもどしをしようとする営業保証金の額

④上記②の営業保証金に債権を有する者は、6ヶ月以内にその債権の額及び債権発生の原因、事実、住所、氏名又は名称を記載した書面2通を家畜商であった者が登録を受けていた都道府県知事に提出すること

⑤上記③の申し出がないときは、営業保証金が取りもどされること



官報掲載後、6ヶ月経過して申請

2 次の書類を県畜産課へ提出

1) 家畜商営業保証金規則第9条による証明書交付申請・・・2通

2) 掲載されている官報の表紙と該当部分の写し



3 家畜商営業保証金規則第9条による証明書交付

県より申請者あて証明書を交付



4 営業保証金取りもどし手続き

営業保証金を供託した法務局へ取りもどし請求

家畜商廃業届

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

ふ り が な
氏名又は名称及び
代表者の氏名

印

電 話 番 号

このたび、家畜商を廃業しましたので、下記の家畜商免許証を添えて届け出ます。

記

登録番号

登録年月日

- 1 家畜商廃業の年月日
- 2 家畜商廃業の理由（廃業・死亡・解散等）
- 3 添付書類
家畜商免許証2種
※亡失の場合は、「亡失」と記載すること

精 神 障 害 の 届 出

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

(届 出 人)
住 所

ふ り が な
氏名又は名称及び
代表者の氏名

印

家畜商との関係

電 話 番 号

家畜商法施行規則第3条の3に基づき、診断書等の関係書類を添えて届け出ます。

記

(家 畜 商)

1 登録番号

2 登録年月日

3 住 所

4 氏 名

5 電話番号

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

ふ り が な
氏名又は名称及び
代表者の氏名

印

電 話 番 号

家畜商営業保証金規則第9条による証明書交付申請

登録番号

供託金番号 年度金第 号

供託金額 円

取戻しをしようとする金額 円

上記について、営業保証金取戻し公告を 年 月 日付官報に登載し届出をしましたが、6カ月間家畜商法第10条の4第1項の権利を有する者の申出書の提出がなかったことを証明願います。

上記の申出書の提出がなかったことを証明します。

令和 年 月 日

沖縄県知事 印

家畜商免許申請に係る書類提出先及び問い合わせ先

■北部家畜保健衛生所

〒905-0012 名護市字名護4606-4 電話：0980-52-2939 FAX：0980-53-3311

【所管区域】

国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

■中央家畜保健衛生所

〒901-1208 南城市大里字平良2505 電話：098-945-2297 FAX：098-945-3467

【所管区域】

うるま市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、西原町、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、八重瀬町、南城市、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村

■宮古家畜保健衛生所

〒906-0012 宮古島市平良西里1951 電話：0980-72-3321 FAX：0980-72-6673

【所管区域】

宮古島市、多良間村

■八重山家畜保健衛生所

〒907-0243 石垣市宮良1-2 電話：0980-84-4111 FAX：0980-84-4121

【所管区域】

石垣市、竹富町、与那国町

■沖縄県畜産課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 9階 電話：098-866-2269 FAX：098-866-8411

担当：畜産政策班

営業保証金の供託先（法務局）

■那覇地方法務局

〒900-8544 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 電話：098-854-7950

■那覇地方法務局沖縄支局

〒904-2143 沖縄市知花6-7-5 沖縄法務合同庁舎 電話：098-937-3278

■那覇地方法務局名護支局

〒905-0011 名護市字宮里452-3 電話：0980-52-2729

■那覇地方法務局宮古島支局

〒906-0013 宮古島市平良字下里1016 宮古地方合同庁舎 電話：0980-72-2639

■那覇地方法務局石垣支局

〒907-0004 石垣市字登野城55-4 石垣地方合同庁舎 電話：0980-82-2004